

偽造証紙の作成・使用は**犯罪行為**です

偽造証紙を使うと、**犯罪行為**となることがあります。

犯罪行為に加担しないためには…



共済証紙は金融機関から購入する

取扱金融機関を確認するには、
こちらをクリック



インターネットや金券ショップで購入しない

電子ポイント方式のご利用をお勧めします
利用方法は、**こちらをクリック**

<事例>

共済契約者が訪問販売者から購入した共済証紙を手帳に貼付し、これにより被共済者が退職金請求を行ったところ偽造証紙であることが判明。警察に通報し、捜査の結果、共済契約者が「偽造無印公文書行使罪」で起訴され、有罪となった。

相談窓口

最寄りの都道府県支部へご相談ください。

こちらをクリック